

地方独立行政法人化に伴う財務上の整理

総合医療センターの地方独立行政法人化にあたっては、4病院一括での運営を前提としている現在の病院事業から、総合医療センターを分割して法人に承継することになります。

このため、こうした分割に伴い生じる財務面での課題（法人の財産的基礎の確保など）について検討を行ってきた結果、次のとおり対応したいと考えています。

1 地方独立行政法人の「財産的基礎の確保」

地方独立行政法人となる総合医療センターについては、地方独立行政法人法により「業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない」ととされています。

また、法人を設立するにあたっては、一定期間、安定して法人運営を行っていくために必要な最小限の資本（300百万円程度として試算）を確保する必要があります。

（1）法人の開始貸借対照表の作成（試算）

地方独立行政法人化に伴い、財務上の取扱いについては「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人会計基準」の適用を受けることとなります。

そこで、法人設立時の財産的基礎を確認するため、これらに基づき、資産の時価による再評価を行うなどの見直しを行い、開始貸借対照表を作成（試算）した結果、資本については、現状の19,961百万円から大幅に減少し、270百万円となる見込みです（19,692百万円）（平成22年度決算ベース。四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。）

資本減少（19,692百万円）の要因

土地の時価による再評価（法規定）	資産の減少	
台帳 3,194 百万円	時価 2,227 百万円	含み損 967 百万円
建物等の時価による再評価（法規定）	資産の減少	
台帳 8,773 百万円	時価 5,788 百万円	含み損 2,985 百万円
退職給与引当金の増加（独法会計基準）	負債の増加	
現状 29 百万円	2,610 百万円	2,581 百万円
賞与引当金（独法会計基準）	負債の増加	
現状計上せず		233 百万円
貸倒引当金（独法会計基準）	負債の増加	
現状は計上せず		111 百万円
独法会計基準に伴う資本から負債への振替等（企業債、資本剰余金）		12,814 百万円
		計 19,692 百万円

企業債等について、地方公営企業法会計基準では「病院建設等はインフラ整備」としての考え方から、「資本」として計上しているが、独法会計基準では民間企業と同様に「負債」として計上。

(2) 法人運営開始時の資本の確保

法人運営開始時の資本は、(1)のとおり必要最小限の額に近い270百万円の見込みですが、これは現時点での試算であり、今後、平成23年度の財務状況等により変動するため、法人化までの間に精査することとしています。

2 4 病院一括運営の見直しに伴う「病院間貸借の解消」

県立病院は、これまで4病院一括での財務運営を行うなかで、資金についても病院間の融通を行っており、総合医療センターから他の3病院等への貸付を行う形態で個々の病院の資金不足の解消を図ってきました。

今回の県立病院改革により、それぞれの病院が独立して運営する形態になるため、過去の病院間貸借を含めた会計間の整理が必要になり、その際には、総合医療センターだけでなく、残る3病院による病院事業会計についても、公営企業会計として適正な財務基盤を確保する必要があります。

(1) 現状

現在、病院事業会計では、総合医療センター以外の3病院等について、合わせて約45億円が資金不足として累積しており、会計内部の処理として、総合医療センターがこの3病院等に対してそれぞれ相当分を貸し付けることにより、病院事業会計全体として一定の財務基盤を確保している状況にあります。

<u>総合医療センターによる3病院等への貸付</u>	4,459百万円
	(平成22年度決算ベース)

(2) 今後の対応

このため、病院間貸借にかかる総合医療センターの貸付の解消と、残る県立3病院の資金不足に対する手当として、一般会計から病院事業会計に4,459百万円を貸し付けることにより、総合医療センターからの貸付を一般会計からの貸付に付け替えることとします。